雇用の安定に係る施策としては、事業主等の理解を増進するための取組や、個別労働紛争解決制度の周知等が行われているが、犯罪被害者等からは、とりわけ、休暇取得についての強い要望がある。

この点、民間企業においては、各企業の就業規則において休暇制度が定められているところ、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度について、令和６年度における認知率は9.6パーセント、導入率は0.9パーセント[6]にとどまっており、更なる周知と導入促進が必要である。

一方で、犯罪被害者等が休暇を必要とするニーズは、心身の不調からの回復、捜査機関への協力、裁判への関与、行政窓口での各種手続等といったように、多様であることから、具体的施策に掲げたとおり、まずはそのニーズを十分に把握した上で、実効的な取組・制度を検討・実施する。

また、民間企業における犯罪被害者等のための休暇制度の導入を促進していくためには、国の行政機関における取組も重要となる。国家公務員の休暇制度については、常勤職員の休暇の種類のうち、犯罪被害者等のニーズに関係し得るものとして、病気休暇及び特別休暇（官公署出頭）が挙げられる。特別休暇（官公署出頭）については、証人出廷が必要とされた場合（刑事訴訟法第143条等）や捜査機関からの出頭要請の場合（同法第223条第１項）に利用することができるものの、刑事訴訟法上の被害者参加（同法第316条の33）を行った場合等については検討が必要となる。

第２　具体的施策

［１・２共通］　損害回復・経済的支援等への取組に関する実態把握の実施

関係府省庁が連携し、犯罪被害者等のニーズに立脚した施策の企画・立案を行うため、過去４次にわたる基本計画等に基づき講じられた損害回復・経済的支援等への取組について、犯罪被害者等の利用状況等に関する実態把握を行う。【警察庁、関係府省庁】（１－１）

１　犯罪被害者等の損害回復に関する施策

⑴　犯罪被害者等の負担軽減に関する施策

ア　民事法律扶助制度及び犯罪被害者等支援弁護士制度の活用による負担軽減

法テラスにおいて、民事法律扶助制度及び犯罪被害者等支援弁護士制度を的確に運用することにより、犯罪被害者等の弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】（１－２）

イ　損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

㋐　損害賠償命令制度を含む損害賠償請求制度といった犯罪被害者等が犯罪によって生じた損害への賠償等について民事上の請求を行う手続等、犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について内容の一層の充実を図るとともに、当該制度の存在が広く犯罪被害者等に周知されるよう取組を進める。【警察庁、法務省】（１－３）

㋑　平成29年の民法改正により財産開示手続等が時効の更新事由として明記されたことで、犯罪被害者等が加害者に対して有する損害賠償請求権の時効の更新の負担が軽減されたこと及び令和元年の民事執行法改正により金融機関等の第三者からの債務者財産の情報取得手続が新設されたことで、債務者財産の開示制度の実効性が向上したことについて、冊子・パンフレット等により周知する。【法務省】（１－４）

ウ　刑事和解等の制度の周知徹底

刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等の制度について、引き続き適正な運用に向け周知徹底を図る。【法務省】（１－５）

エ　犯罪被害者等給付金の支給に伴い取得する債権の管理の過程における犯罪被害者等への配慮

犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が加害者に対して取得する債権に関し、法令にのっとった管理を行う中で、犯罪被害者等の心情や損害賠償の受取に最大限配慮する取組について、実例に即して不断に検討し、実施する。【警察庁】（１－６）

オ　保険金支払の適正化等

㋐　一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払を行うことの指示等により、自賠責保険金の支払の適正化を図る。【国土交通省】（１－７）

㋑　犯罪被害者等に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるよう、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年８月12日策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる場合には、適切に対応する。また、保険金の支払対象となり得る犯罪被害者等が、民事訴訟の場等において、損害保険会社社員や代理人弁護士から、配慮に欠けた言葉を投げ掛けられること等による二次的被害が生じないよう、保険会社側に問題があると認められる場合には、適切に対応する。【金融庁】（１－８）

㋒　公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払に関する無料の法律相談・示談のあっせん等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】（１－９）

㋓　ひき逃げや無保険車等の事故による犯罪被害者等に対しては、政府保障事業において、加害者に代わって直接その損害を塡補することにより、適切な支援を行う。【国土交通省】（１―10）

カ　被害金の振込先口座の凍結依頼の確実な実施等

犯罪被害者等からの届出や相談内容も踏まえて、警察において被害金の振込先口座に関して金融機関に対する迅速な凍結依頼を確実に実施するなど、被害の拡大防止及び被害の回復に努める。【警察庁、金融庁】（１―11）

キ　暴力団犯罪による被害の回復の支援

暴力団犯罪による被害の回復に向け、犯罪被害者等に対する助言や交渉場所等の提供等の援助、損害賠償訴訟の提起に際しての暴力団情報の提供や保護対策等の訴訟支援等が適切に実施されるよう、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携強化を含め、都道府県警察を指導する。【警察庁】（１―12）

⑵　加害者による損害賠償の履行の促進に関する施策

ア　矯正処遇における加害者の損害賠償責任の履行促進

受刑者の被害弁償の履行状況等について調査を行い、実態を把握した上で、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、個々の犯罪被害者等から聴取した心情等を受刑者に理解させるとともに、履行に当たっての実際上の課題が明らかとなった受刑者に対し、実情に沿った助言や指導を実施するとともに、賠償計画の作成を含め損害賠償の履行の促進に向けた働き掛けに努める。また、受刑者に対し、受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することが法令上可能である旨を引き続き周知するとともに、より効果的な働き掛けの方法について検討する。【法務省】（１―13）

イ　保護観察処遇における加害者の損害賠償責任の履行促進

事案に応じ、具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対して慰謝の措置を講ずることを生活行動指針として設定し、これに即して行動するよう、保護観察対象者に対し適切に指導を行う。それに加えて、被害弁償の履行状況等について調査を行った上で、履行に当たっての実際上の課題を明らかにし、保護観察中だけでなく、保護観察終了後も見据えた継続的な被害弁償の履行に向け、実情に沿った助言及び指導の実施に努める。【法務省】（１―14）

ウ　犯罪被害者等への損害賠償の状況についての調査の実施

関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態を把握するため、その適切な調査方法、調査項目等を検討した上で、当該調査を実施する。【警察庁】（１―15）